平成30年6月1日告示第106号

改正

令和2年2月3日告示第17号 令和3年1月27日告示第10号 令和4年2月4日告示第18号 令和4年5月23日告示第94号 令和5年2月9日告示第26号

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電設備の設置並びにその運用、管理及び撤去(以下「設置等」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、事業者の責務を明らかにし、太陽光発電設備の適切な設置等の確保を図り、もって現在及び将来の豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
 - (2) 設置 発電設備を土地に定着する行為(関連する木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。)をいう。
 - (3) 発電事業 発電設備を設置し、運転する事業をいう。
 - (4) 事業者 発電設備を用いて発電事業を行う者をいう。
 - (5) 事業地 発電設備の設置を行う一団の土地 (継続的又は一体的に利用する土地を含む。)をいう。
 - (6) 近隣住民 事業地に隣接する土地(水路又は道路を挟む隣接地を含む。)を所有する者、当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者(法人を含む。)又は事業地の外周線から50メートル以内の範囲にある家屋に居住する者(法人を含む。)をいう。
 - (7) 当該行政区 事業地が所在する行政区及びその行政区が発電設備の設置につきその行政区と同様の利害関係を有すると市長が認めた行政区をいう。
 - (8) 当該行政区住民 当該行政区内に土地を所有する者又は当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者(法人を含む。)をいう。
 - (9) 地域住民 近隣住民、当該行政区住民及び発電設備によりその生活環境に影響を受ける者をいう。
 - (10) 営農型発電設備 発電設備のうち、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に発電設備を設置するものであって、農地法(昭和27年法律第229号)の規定に基づいて実施するものをいう。

(適用範囲)

- 第3条 この要綱は、太陽電池モジュールの合計出力(以下「合計出力」という。)が50キロワット以上の発電事業に適用するものとし、合計出力が50キロワット未満の場合にあっては、第4条、第5条及び第12条から第15条までの規定を適用するものとする。
- 2 前項の規定による合計出力の適用については、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者により、発電設備が一体的に設置されるものと市長が認める場合又は既に発電設備の設置に係る工事が完了している土地の近接地において実質的に同一と認められ

- る事業者により、新たな発電設備が一体的に設置されているものと市長が認める場合は、関係する発電設備の合計出力を合算するものとする。
- 3 国又は地方公共団体が行う発電事業については、この要綱の規定は適用しないものとする。 (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、発電事業を実施するに当たり、景観及び自然環境の保全に十分に配慮し、 この要綱の規定に基づく発電設備の適切な設置等を実施することにより、市民の生活環境に 影響を及ぼすことがないようにしなければならない。

(法令等の遵守義務)

- 第5条 事業者は、発電設備の設置に係る法令及び事業計画策定ガイドライン(太陽光発電) (平成29年3月資源エネルギー庁策定。以下「事業計画策定ガイドライン」という。)並び に長野県及び本市の条例、規則、要綱及びガイドラインを遵守しなければならない。 (計画の周知)
- 第6条 事業者は、第9条第1項に規定する事前協議を行う前に、地域住民にその計画の周知 徹底を図るため、次条による説明会開催の30日以上前に、標識を計画事業地の見やすい場所 に設置し、標識設置届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、発電設備の施工に着手するまで、これを掲出しなければならない。

(地域住民への説明会の開催)

- 第7条 事業者は、第9条第1項に規定する事前協議を行う前に、計画している発電事業の概要、防災、土地利用上の影響、生活環境及び環境保全並びに景観保全(以下「防災、環境保全及び景観保全等」という。)の対策、予定する工事の日時、騒音及び振動の抑制方法、周辺地域の道路、土地の使用方法、資材・廃棄物等の適切な処理方法、地域住民の安全確保策等(以下「工事内容」という。)その他当該事業に関連する事項を地域住民に説明するための説明会を開催しなければならない。
- 2 事業者は、説明会の日時、開催場所及び計画内容の概要について、地域住民に周知を行わなければならない。
- 3 事業者は、説明会において、出席した者の意見を十分に聞き、その質問に誠実に回答しなければならない。
- 4 事業者は、説明会の内容、出席者の意見及び質問に対する回答等の記録(以下「議事録」という。)を作成するものとする。
- 5 事業者は、議事録を第9条第1項に規定する太陽光発電設備設計等事前協議書に添付する ものとする。

(協定)

- 第8条 事業者が発電事業の計画を遂行しようとするときは、説明会その他の機会において地域住民の意見を聞き、当該行政区と、発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定には、防災、環境保全及び景観保全等に関する事項その他法令、条例等に定められた事項等について、事業者と当該行政区が合意した内容(事業地の場所、防災対策、水源の保護、発電設備の規模、構造、配置、運転時の安全確保策等、柵塀等の設置とその構造及び修景、工事内容等、災害時の対応、事業終了時発電設備の撤去とその費用の調達方法、廃棄物の処理等)を規定するほか、発電事業が譲渡された場合に承継する事業者が当該協定を履行すべき地位を承継すること等について、規定するものとする。

- 3 事業者は、当該行政区と協定を締結した後、速やかに協定書の写しを市長に提出するものとする。
- 4 事業者が当該行政区と協定を締結した後、事業者の遂行する計画の内容に変更が生じるときは、協定を締結した当該行政区と協議を行わなければならない。

(事業内容等の事前協議等)

- 第9条 事業者は、第11条第1項に規定する届出の前(再生可能エネルギー電気の利用の促進 に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の規定による認定の申請をしよ うとする場合はその申請前とする。)に、太陽光発電設備設計等事前協議書(様式第2号) により市長に協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議が終了し、前条に規定する協定書の提出を確認したときは、 事業者に太陽光発電設備設計等事前協議済通知書(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定による市長との事前協議の内容と異なることをしようとするとき 又は第17条の規定に該当するときは、その旨を太陽光発電設備変更届出書(様式第4号)に より市長に届け出なければならない。

(協議内容等の履行)

第10条 事業者は、市長との協議により合意した事項及び第8条の規定により締結した協定の内容を誠実に履行しなければならない。

(届出等)

- 第11条 事業者は、発電設備の設置に着手する30日前までに、太陽光発電設備着手届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、発電設備の運転の開始後30日以内に、太陽光発電設備運転開始等届出書(様式 第6号)を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、発電設備の運転を開始した年度の翌年度以降、発電設備の管理等について、事業者に太陽光発電設備管理等報告書(様式第7号)により報告を求めることができる。
- 4 事業者は、第15条第2項から第4項までに該当するときは、太陽光発電設備運用管理報告書(様式第8号)により、市長に報告しなければならない。

(発電事業の企画立案十地開発及び発電設備の設計等)

- 第12条 事業者は、防災、環境保全及び景観保全等に支障のない適切な土地を選定し、当該土地及び周辺地域の環境を事前に調査した上で開発計画の策定及び設計をしなければならない。
- 2 事業者は、次の各号に該当する土地に発電設備を設置してはならない。
 - (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある傾斜地その他の土地
 - (2) 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している地域に所在する土地
 - (3) 学術上重要な文化財が存在し、又は埋蔵されており、文化財を中心とした歴史的又は郷土的特色を有している地域にある土地
 - (4) 農業上の利用を確保するために定められている区域内にある土地(営農型発電設備を設置する場合を除く。)
 - (5) 発電設備の設置により水資源の保全に影響を与えるおそれのある土地
 - (6) その他市長が防災、環境保全及び景観保全等に支障があると認めた土地
- 3 事業者は、土地開発の設計をする場合、別表第1に規定する当該土地の形状、形質等によって想定される事態について、同表に規定する適切な措置又は対応を行った上で設計しなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の設計をする場合、次の各号に該当するものとしなければならない。

- (1) 発電設備の稼働音が地域住民及び周辺環境に影響を与えないこと。
- (2) 反射光が周辺環境を害さないよう低反射な太陽電池モジュールを選択すること。
- (3) 発電設備の最上部を周辺の景観から可能な限り突出しないようにすること。
- (4) 発電設備の色彩は、周辺の環境と調和する低明度かつ低彩度のものとすること。
- (5) 発電設備を隣接する土地、道路等との境界から可能な限り離すとともに、植栽等によって事業地に隣接する土地、道路等から発電設備が可能な限り視認できないようにすること。
- (6) 佐久市建築行為に係る道路後退取扱要綱(平成17年4月1日告示第115号)に基づき、 道路後退を行うこと。
- (7) 営農型発電設備にあっては、設備下部の農地における営農計画を定め、営農の適切な継続を行うこと。
- (8) 営農型発電設備にあっては、周辺の土地等への日照の妨げとならないようにすること。
- (9) その他防災、環境保全及び景観保全等に支障のないこと。
- 5 事業者は、第三者が容易に発電設備に触れることができず、かつ、発電設備の保守点検及 び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないよう、柵、塀等から発電設備まで充分 な間隔を保ち、発電設備相互の間隔を適切に保って配置するように設計しなければならない。
- 6 事業者は、発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するため、当該費用 について定期的な積立て等の計画的な調達手段を講じなければならない。

(十地開発及び発電設備の施工等)

- 第13条 事業者は、防災、環境保全及び景観保全等に支障がないよう土地開発の施工を行わなければならず、施工時に、事業地が第12条第2項各号に該当することが判明した場合は、適切な措置を講じない限り、施工を継続してはならない。
- 2 事業者は、土地開発及び発電設備の施工に当たり、地域住民の生活環境を損なうことのないよう、工事内容について、適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、発電設備の設置に当たり、発電設備の稼働音が地域住民及び周辺環境に影響を 与えないこと並びに太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないことを 確保するため、適切な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の設計図書及びしゅん工試験データを含む完成図書を作成し、これを事業終了時まで適切な方法で管理し、保存しなければならない。
- 5 事業者は、市長から前項に規定する図書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(通常時の発電設備の運用及び管理)

- 第14条 事業者は、発電設備の安全性、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関する対策が計画どおり適切に実施されているかを随時確認しなければならない。
- 2 事業者は、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関して計画策定段階では予期しなかった問題が生じた場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに市長、地域住民及び当該行政区の区長に対して、その説明を行わなければならない。
- 3 事業者は、事業地からの建設残材の飛散、雑草の繁茂等により、地域住民の生活環境に影響がないように、発電設備を管理しなければならない。
- 4 事業者は、発電性能の維持に関する作業を実施する場合には、地域住民及び周辺環境に影響が及ぶことがないようにこれを実施しなければならない。
- 5 事業者は、事業地内への第三者の侵入を防止する措置を講じなければならない。

- 6 事業者は、地域住民からの発電設備の安全性、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等 に関する事項についての意見、要望等があった場合は、誠実に対応しなければならない。 (非常時の発電設備の運用及び管理)
- 第15条 事業者は、発電設備に異常を来すような落雷、洪水、暴風、豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び発電設備の点検を行わなければならない。
- 2 事業者は、発電設備に異常が生じた場合、事業地外に影響が及ばないよう適切に対応しなければならない。
- 3 事業者は、落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等の自然災害により、発電設備の破損又は第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、直ちに発電設備の運転状況を確認した上で、速やかに事業地に赴き、発電設備の損壊、飛散及び感電のおそれがないか否かを確認しなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合、速やかにその旨を市長及び当該行政区の区長に連絡し、被害防止及びその拡大防止のための措置を講じなければならない。

(発電事業の終了)

- 第16条 事業者が発電事業を終了しようとするときは、終了の30日前までに、太陽光発電設備 撤去等届出書(様式第9号)により市長に届け出なければならない。
- 2 発電設備を撤去及び処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法 律第137号)、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン等の法令等に基 づき、適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、発電事業の終了後、発電設備を撤去するまでの間、感電防止等の安全性確保の ため、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 事業者が発電設備を撤去したときは、撤去の終了後30日以内に、太陽光発電設備撤去等完 了届書(様式第10号)により市長に届け出なければならない。 (変更)
- 第17条 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第10条第1項及び第3項の規定による記載事項の変更をしようとするときは、第9条第3項の規定により、次の事項を市長に報告しなければならない。
 - (1) 実施しようとする変更の内容
 - (2) 当該変更によって事業者の事業内容等がこの要綱の規定に違反するおそれの有無。また、そのおそれがある場合にあっては、適合させるために必要な措置等 (調査)
- 第18条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者の同意を得て、職員を事業地内に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

(損害の補償)

第19条 事業者は、発電事業によって第三者に損害を与えた場合、その補償の責めを負わなければならない。

(助言又は指導)

第20条 市長は、この要綱の施行に必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導を行うことができる。

(経済産業省への情報提供)

第21条 市長は、事業者が発電設備の設置等の実施に当たり、第5条の規定を遵守しないとき

は、経済産業省へ情報を提供するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、令和2年3月31日までに、発電設備の施工に着手している事業者又は発電設備の 運転を開始している事業者に、この要綱の目的に照らし、必要があると認めるときは、該当 する規定の遵守を求めるものとする。

別表第1 (第12条関係)

列衣弟 【第12条舆除》	
想定される事態	措置・対応
盛土、切土面の保護が必要な場合	・擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などの対策
切土、盛土をする場合	・地下水によりがけ崩れ、土砂の流出のおそれがあるときは、地下水を排出する排水施設の設置・土砂の流出による地域の水源の水の濁りの防止措置
がけ地の地域に設置する場合	がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の 崩落対策
湧水がある場合	・地下排水管の設置など適切な措置
地下浸透水や湧水を上水道など生 活に利用している場合	・水質の悪化や水量の低下を生じない措置
地盤が軟弱な場合	・地盤改良、擁壁・区域外での隆起、沈下が生じないよう土置換、水抜き等の措置
降雨等により土砂の流出や山腹崩 壊等の山地災害のおそれがある場 合	・擁壁など適切な措置
集中豪雨	・降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対 策 (排水路改修、調整池等の設置)
動植物について重要種の生育・生 息が確認される場合	・必要に応じた移植等
その他	・架台下への適切な敷材の使用

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所 氏 名 連絡先

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

標識設置届

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第6条第1項の規定により標識を設置したので、届け出ます。

1 事業者 氏名 住所 2 設計者 氏名 住所 3 工事施工者 氏名 住所 4 発電設備の所在地 m² 5 事業地の面積 m² 6 発電出力(注) k W 7 太陽電池モジュールの合計出力 k W 8 説明会開催予定日 年 月 日 時 から							
2 設計者 住所 3 工事施工者 氏名 住所 4 発電設備の所在地 m² 5 事業地の面積 m² 6 発電出力(注) kW 7 太陽電池モジュールの 合計出力 kW	1 事業者						
3 上争ル上者 住所 4 発電設備の所在地 m² 5 事業地の面積 m² 6 発電出力(注) kW 7 太陽電池モジュールの合計出力 kW	2 設計者						
5 事業地の面積 m² 6 発電出力(注) kW 7 太陽電池モジュールの合計出力 kW	3 工事施工者						
6 発電出力(注) kW 7 太陽電池モジュールの合計出力 kW	4 発電設備の所在地						
7 太陽電池モジュールの 合計出力 kW	5 事業地の面積						m ²
合計出力	6 発電出力(注)						k W
8 説明会開催予定日 年 月 日 時 から							k W
	8 説明会開催予定日		年	月	目	時	から

備考 (注)発電出力は、発電設備の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい出力とし、パワーコンディショナを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい出力を合計した値を記載すること。

- 1 位置図
- 2 標識の設置を証する写真(標識の内容、設置箇所が分かるもの:各1枚)

様式第2号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

(協議先) 佐 久 市 長

住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備設計等事前協議書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第9条第1項の規定により、関係書類 を添えて協議します。

1	事業者		氏名 住所 連絡先 担当者氏	名				
2	事業の名称							
3	発電設備の所在地							
4	発電出力(注1)							k W
5	太陽電池モジュールの7 出力	全計						k W
6	事業地の面積							m ²
			設置工事	開始予定	7日	年	月	目
7	事業実施工程		系統連系	予定日		年	月	目
ļ [′]	尹未关:他上作		運転開始	予定日		年	月	目
			設備廃止	予定日		年	月	目
8	保守点検及び維持管理 (注 2)	計画			•		□別紙	のとおり
9	事業に要する費用(注:	3)	保守点検 理費用	及び維持	管		円	(税抜)
5	5 4 NAVES / 634/10 (120)		撤去及び	処分費用	1		円	(税抜)
※ 虫	这理番号	※ 協	3議番号	第	뮺	※受付年月	Ħ	

備考

- ※印の欄は記入しないこと
- ※明の欄は記入しないこと。 (注1)発電出力は、発電設備の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て 2 りまで記載すること。太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい出力とし、パワーコンディショナを 複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい出力を合計し
- た値を記載すること。 3 (注2)保守点検及び維持管理計画(点検内容及び実施スケジュール等)につ
- いて具体的に記載すること。なお、項目欄に全ての内容を記載できない場合は、別紙として作成すること。 4 (注3)事業に要する費用の見込みについて記載すること。なお、保守点検及び維持では対対すること。 3 (注3) 事業に要する費用の見込みについて記載すること。なお、保守点検及び維持では対対すること。 みについて記載すること。

添付書類

- 発電設備の所在地を示す図面(縮尺1/2500以上) 1
- 登記簿謄本及び公図の写し (設置区域及び隣接地の地目並びに所有者等を記入したもの)
- 事業地の実測図
- 事業地の計画平面図、縦断面図、横断面図及び発電設備の構造が分かる図面、 配置図等

(造成を行う場合は、造成計画平面図・造成断面図を添付)

- 5 土量計算書
- б 排水施設計画平面図(水理計算書)
- 計画雨量計算、浸透施設・排水施設の計算能力計算、浸透試験結果
- がけ又は擁壁の断面図
- |発電設備を設置して発電事業を行う上で必要な関係法令(法を除く。)及び条 例(この要綱を除く。)に規定する措置及び手続を列記し、その履行状況(予 定を含む。)を記載した書面(事業計画策定ガイドライン第2章第1節1②、 第2節1①、同2①、同3①参照)
- 10 事業地が要綱第12条第2項各号にそれぞれ該当していないとする事業者の見 解、根拠を記載した書面
- 11 事業計画策定ガイドライン第2章第2節2①後段(該当する場合のみ)、同② の履行状況(予定を含む。)を記載した書面
- 12 土地開発の設計に当たり、要綱別表第1の当該土地の形状、形質等によって想 定される事態について、同表が規定する適切な措置、対応を講じて設計した事 項を記載した書面
- 13 発電設備の設計に当たり、要綱第12条第4項各号を考慮して行った事項(予 定を含む。)を記載した書面(柵塀等の構造、高さ、修景等も記載すること。)
- 14 要綱第12条第5項の規定に基づいて設計した事項を記載した書面(発電設備 の配置、柵塀等から発電設備までの間隔、発電設備相互の間隔の数値も記載す ること。)
- 15 要綱第12条第6項の規定に基づいて講じた事項(予定を含む。)を記載した 書面
- 16 要綱第7条第1項の規定に基づいて行った説明会の経緯を記載した書面及び同 条第4項の規定により作成した議事録、説明会の開催通知文書、説明会で配布 した資料、開催当日の様子が分かる写真、参加者名簿
- 17 現況写真
- 18 営農計画書(営農型発電設備の場合)
- 19 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

様

佐久市長

印

太陽光発電設備設計等事前協議済通知書

年 月 日に提出された太陽光発電設備の設計等の計画について、事前協議が 終了したので、佐久市太陽光発電設備の設備等に関する要綱第9条第2項の規定により次 のとおり通知します。

協議番号	第 号
発電設備の所在地	
その他注意事項等	

様式第4号(第9条関係) 様式第4号(第9条関係)

年 月 日

(届出先) 佐 久 市 長

住 所 名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備変更届出書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	発電設備の所在地		
	2 変更内容	変更前	
2		変更後	
3	変更理由		

- 1 計画の変更内容がわかる図面、書類等一式
- 2 法第10条第1項及び第3項の規定に基づいて経済産業省へ届出、申請をした際 の書類の写し(要綱第17条に該当する場合)
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備着手届出書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり 届け出ます。

1	事業の名称				
2	発電設備の所在地				
۰	0 7 14 7 150		年	月	Щ
3	3 予定工期	至	年	月	目
		氏名			
4	現場責任者	住所			
		連絡先			
5	事前協議時との計画の変更		□有	口無	

- 1 要綱第13条第1項の規定に基づいて行う事項を記載した書面
- 2 要綱第13条第2項の規定に基づいて講じる事項を記載した書面
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第11条関係) 様式第6号(第11条関係)

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備運転開始等届出書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第11条第2項の規定により、次のとおり届け 出ます。

1	1 事業者	氏名 住所				
1 尹水相	連絡先 担当者					
2	発電設備の所在地					
3	o mistrator (040)	氏名 住所				
	3 受託者(注)		氏名			
4	運転開始日			年	月	日
備:	備考 (注)事業者が委託により発電事業を実施する場合にのみ記入すること。					

- 1 事業計画策定ガイドライン第2章第2節3①後段の履行状況を記載した書面
- 2 発電設備の施工が事業計画策定ガイドライン第2章第2節3③から⑤までに適合して いるか否かを記載した書面
- 3 発電設備の施工について、事業計画策定ガイドライン第2章第2節4②から®までに 適合しているか否か(発電出力についてこの要綱第3条第2項に従っているかを含 む。)を記載した書面(写真添付)
- 4 保守点検及び維持管理計画の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係) 様式第7号(第11条関係)

年 月 日

(報告先) 佐久市長

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備管理等報告書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第11条第3項の規定により、次のとおり報告 します。

1 本業本		氏名 住所			
1	1 事業者	連絡先 担当者氏名			
2	発電設備の	所在地			
3	運転開始日		年	月	Ħ

- 1 発電設備の運用・管理の方法が事業計画策定ガイドライン第2章第3節1①から ③まで及び同2(1)③に適合しているか否かを記載した書面
- 2 要綱第14条第1項の規定に基づいて確認した内容を記載した書面
- 3 要網第14条第2項の規定に基づいて講じた事項を記載した書面 (日時、内容、措置等を詳細に記載した経過書)
- 4 要綱第14条第3項の規定に基づいて行った事項を記載した書面 (作業等を行った日時等が分かる日報、経過書)
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係) 様式第8号(第11条関係)

年 月 日

(報告先) 佐久市長

住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備運用管理報告書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第11条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業者	氏名 住所
	連絡先 担当者氏名
2 発電設備の所在地	
3 運転開始日	年 月 日

- 1 要綱第15条第2項の規定に基づいて対応した内容についての記録を記載した 書面(日時、内容、措置等を詳細に記載した経過書等)
- 2 要綱第15条第3項の規定に基づいて行った確認した内容についての記録を記載 した書面(日時、内容、措置等を詳細に記載した経過書等)
- 3 要綱第15条第4項の規定に基づいて講じた事項を記載した書面 (日時、内容、措置等を詳細に記載した経過書等)
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第16条関係)

様式第9号(第16条関係)

年 月 日

(届出先) 佐 久 市 長

住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備撤去等届出書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第16条第1項の規定により、次のとおり 届け出ます。

1	事業者	氏名 住所			
1	尹 亦伯	連絡先 担当者氏名			
2	事業の名称				
3	発電設備の所在地				
4	発電出力(注1)				k W
5	太陽電池モジュールの合計 出力				k W
6	事業地の面積				m ²
7	発電事業終了年月日		年	月	目
8	発電設備の撤去方法				
9	発電設備の撤去・処分費用の 調達・支払方法				
10	撤去予定工期	着手予定 完了予定	年 年	月 月	日日

備考

(注1) 発電出力は、発電設備の定格発電出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載すること。太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。

- 1 発電設備の所在地を示す図面(縮尺1/2500以上)
- 2 要綱第16条第3項の規定に基づいて講じた事項(予定を含む。)を記載した書面
- 3 事業計画策定ガイドライン第2章第4節2①及び同③から⑤までの履行状況(予定を含む。)をそれぞれ記載した書面

様式第10号(第16条関係)

様式第10号(第16条関係)

年 月 日

(届出先) 佐 久 市 長

住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の職氏名)

太陽光発電設備撤去等完了届出書

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱第16条第4項の規定により、次のとおり 届け出ます。

1	事業者	氏名 住所 連絡先 担当者氏名				
2	発電設備の所在地					
3	発電事業終了年月日		年	月	日	
4	撤去完了年月日		年	月	目	

- 1 現況写真
- 2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し(事業者が産業廃棄物の処理を委託した場合)